

# 生活保護手冊

## 生活保護のしおり

本手冊就生活保護制度的机制及申请手续进行说明。

生活保护法以日本国民为对象。但对于满足在留资格等条件的外国籍人士，也采取等同生活保护的措施。

若有不明之处，或希望进行咨询，敬请联系各区福祉保健中心生活支援课。

生活保护的申请是国民的权利。任何人都有可能需要生活保护，请毫不犹豫地咨询我们。

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。

わからないことやご相談のある方は、お気軽に各区福祉保健センター生活支援課にお尋ねください。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

# 横濱市

## 什么是生活保护制度？

### 生活保護制度とは

生活保护法是针对收入如工资、养老金、津贴等低于国家规定的最低生活费，并且即使利用自身的资产或其他制度也无法维持生活的家庭，根据日本宪法第 25 条的理念，旨在支持这些家庭，确保国家在保障他们健康和文化的最低生活水平的时候，支持他们过上独立生活的制度。生活保护的申请是国民的权力。

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産やほかの制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。生活保護の申請は国民の権利です。

### < I > 生活保护手続流程 / 生活保護の手続きのながれ

|   |          |
|---|----------|
| <b>① 咨 詢</b> / 相 談                          | ..... 5  |
| <b>② 申 請</b> / 申 請                          | ..... 5  |
| <b>③ 調 査・审 査</b> / 調 査・審 査                  | ..... 6  |
| 访问自宅 / ご自宅への訪問                              |          |
| 关于收入的对应措施 / 収入の取扱い                          |          |
| 关于资产的对应措施 / 資産の取扱い                          |          |
| 其他制度的利用 / 他の制度の利用                           |          |
| 能力的利用 / 能力の活用                               |          |
| 向家人进行照会 / ご親族への照会                           |          |
| 生活保护机制 ( 关于是否可利用生活保护 ) / 生活保護のしくみ ( 利用の可否 ) |          |
| <b>④ 決 定</b> / 決 定                          | ..... 11 |

**< II > 开始利用生活保护之后**

**生活保護の利用が開始されたら**

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>①生活保护的种类</b> ／生活保護の種類        | 12 |
| 生活補助／生活扶助                       |    |
| 住宅補助／住宅扶助                       |    |
| 教育補助／教育扶助                       |    |
| 医疗補助／医療扶助                       |    |
| 介护補助／介護扶助                       |    |
| 分娩補助／出産扶助                       |    |
| 生业補助／生業扶助                       |    |
| 丧葬補助／葬祭扶助                       |    |
| 临时補助／一時扶助                       |    |
| <b>②利用生活保护期间的权利和义务</b>          | 15 |
| ／生活保護利用中の権利と義務                  |    |
| <b>③申报及申告</b> ／届出と申告            | 16 |
| <b>④前往医疗机构接受诊疗等</b> ／医療機関への受診など | 21 |
| <b>⑤指导及指示</b> ／指導や指示            | 24 |
| <b>⑥不受托保管现金</b> ／現金は預かりません      | 24 |
| <b>⑦减免制度</b> ／減免制度              | 25 |
| <b>⑧生活保护利用期间的支援</b> ／生活保護利用中の支援 | 26 |
| <b>⑨关于社会工作者</b> ／ケースワーカーについて    | 29 |
| <b>⑩民生委员的作用</b> ／民生委員の役割        | 29 |
| <b>⑪其他</b> ／その他                 | 30 |
| <b>咨询窗口</b> ／問い合わせ・相談先          | 31 |

## < I > 生活保護手続流程

### 生活保護の手続きのながれ

#### 1 咨询/相談



请向居住地所在区的福祉保健中心进行咨询。  
没有住处的人，请向最近区的福祉保健中心询问。

お住まいの区の福祉保健センターにご相談ください。  
お住まいがない方は、最寄りの区の福祉保健センターにご相談ください。

#### 2 申请/申請



有意申请生活保护的人士，请提交申请书。

生活保護の申請意思がある方は、申請書を提出してください。

#### 3 調査・審査/調査・審査



受理申请，对生活状况及收入、资产状况等进行调查。  
根据调查的结果，对是否可利用生活保护进行审查。

申請を受けて、生活状況や収入・資産状況等を調査します。  
調査の結果、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

#### 4 決定/決定

根据审查的结果，通知是否可利用生活保护。  
启动生活保护之后，开始发放保护费及提供支援。

審査の結果、生活保護の利用の可否をお知らせします。

生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります。

## ① 咨 詢 / 相 談

生活感到困苦，希望找人商量，希望了解生活保护等，存在烦恼及困惑之时，敬请前来进行咨询。也可通过电话进行咨询。

就家庭的情况及困难状况进行询问，介绍生活保护及其他可利用的制度。

不会将听到的咨询内容向他人透露，请放心进行诉说。

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ご相談ください。お電話でも可能です。

家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用できる制度について、ご案内します。

お聞きした相談内容を、他の人へ話すようなことはありませんので、安心してお話してください。

## ② 申 請 / 申 請

利用生活保护之时，需要由本人进行申请。只要是有意申请的人士，任何人都可进行申请。因某些情况，本人无法进行申请之时，也可由亲属进行申请。关于手续及资料的填写方法，将由负责人员进行说明。

进行申请时，请提交能够确认收入及资产状况、居住状况等的资料。

没有固定住所者，可以向附近管辖的福祉保健中心申请。

并且，明显紧迫之时，即使未进行申请，福祉保健中心有时也会依据职权开始提供保护。

生活保護を利用するには、ご本人による申請が必要です。申請したいとの意思がある方はどなたでも、申請ができます。ご事情によりご本人が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。手続きや書類の書き方は、担当ケースワーカーがご案内します。

申請をされた場合、収入や資産の状況、お住まいの状況等を確認できる書類について、ご提出いただきます。

お住まいがない方は、最寄りの区の福祉保健センターで申請できます。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉保健センターが職権で保護を開始する場合があります。

### ③ 調査・審査 / 調査・審査

为了受理您提出的申请，审查是否需要保护，以及如有必要则需要发放多少保护费，将进行审查。

调查不仅在申请之时进行，利用生活保护的期间内，也会根据必要进行调查。

あなたからの申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。

調査は申請時だけでなく、生活保護利用中も必要に応じて行います。

### 访问自宅 / ご自宅への訪問

---

为了确认居住状况，询问您及家人的生活状况等，将前往您的自宅进行访问。在利用生活保护的期间内，负责人员也会定期进行访问，或者根据必要临时进行访问。

お住まいの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況等をお聞きするため、ご自宅へ訪問します。

生活保護利用中も、担当ケースワーカーが定期的、また、必要に応じて臨時的に訪問します。

### 关于收入的对应措施 / 収入の取扱い

---

不论收入的种类是工资或养老金、补助等公共援助，还是亲属汇寄的生活费等，所有收入均被视为家庭收入（详情参见第 16 页），需要抵充作为生活费。这被称为收入认定。

但是，未必对全额进行收入认定，有时也会将必要的经费等留在您手头一部分之后，进行收入认定。

給与や、年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるもの（詳しくは 16 ページ）を世帯の収入としてみなし、生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。

ただし、必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等について、あなたの手元に一部を残したうえで、収入認定するものもあります。

## 关于资产的对应措施 / 資産の取扱い

除了您进行的申报之外，还会向银行及人寿保险公司等进行调查。对于存款、人寿保险（包括学资保险等）、汽车、土地房屋、贵金属、有价证券等，家庭整体的资产之中，判断对家庭的自立具有效果的资产（实际居住的一定金额以下的土地房屋等），允许持有。但是，对于不允许持有的资产，请出售以充抵生活费。

あなたからの届出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。

預貯金・生命保険（学資保険等含む）・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等の世帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に住んでいる一定額以下の土地家屋等）については、保有が認められます。

ただし、保有が認められないものについては、売却して生活費に充てていただきます。

## 其他制度的利用 / 他の制度の利用

前住年金事務所等进行调查。能够利用养老金、补助、失业保险等，生活保护以外的公共制度之时，请办理相关手续。

年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

### 拥有资产及请求权等资产能力，但无法立即加以利用时的对应措施

虽然拥有资产能力（存款、人寿保险、土地房屋、交通事故的赔偿金、补助、养老金的领取权、遗产继承等），但无法立即加以利用，而又存在紧迫的情况等不得已理由之时，将暂时开始（继续）提供生活保护。但是，资产能力转化为现金等，变为可加以利用的状态之时，请将至此已发放的护费（包括医疗费、介护费）追溯返还。此时，从家庭自立的观点出发，有时也会免除部分返还。

### 資産や請求権などの資力があるものの、すぐに活用できない場合の取扱い

資力（預貯金・生命保険・土地家屋・交通事故の補償金・手当や年金の受給権・遺産相続等）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始（継続）します。

ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費（医療費・介護費を含む）をさかのぼって返還していただきます。

このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

## 能力的利用 / 能力の活用

---

对于能够工作的人士，根据其能力和状况，请其努力工作以获得收入。

对于因疾病和残障而难以工作的人士，将参考医师等的意见，采取符合该人士的支援方式。

働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をさせていただきます。一緒に仕事を探す支援をしていきます。

病気や障害により働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

## 向家人进行照会 / ご親族への照会

---

如果可以从亲属（父母、子女、兄弟姐妹等）那里获得补贴或抚养费，请优先考虑生活保护，将其用于生活费用。

您可以接受亲属在其能力范围内的援助，并不会因有亲属而影响您利用生活保护。

请告知亲属的情况以及与其的关系。我们会参考该信息，而决定是否询问其亲属可否进行援助。如果存在家暴或虐待等行为，将不会进行询问。

親、子ども、兄弟姉妹等のご親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は、生活保護に優先して、生活費に充ててもらいます。

なお、ご親族は可能な範囲で援助を行うものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護が利用できないということはありません。

ご親族の状況や関わり等について、お聞かせください。それを踏まえて、ご親族に対して、援助の可能性について照会を行うかどうかを判断します。なお、DVや虐待等の場合は、照会を行いません。

## 生活保護机制 ( 关于是否可利用生活保护 )

### / 生活保護のしくみ ( 利用の可否 )

根据您提交的资料及调查结果，审查是否可利用生活保护。

生活保护是将根据家庭的人数、年龄、房租等，按照国家规定的基准进行计算得出的每个月的“最低生活费”，与工资、养老金、补助、汇寄的生活费等“家庭全部收入”进行比较，弥补不足的生活费等的制度。

并且，原则上以家庭而非个人为单位，进行适用。

生活保护费每个家庭均不相同，而且会根据收入及生活状况发生变动，因此，并非始终为固定金额。

あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、給与や年金、手当、仕送り等の「世帯の全収入」とを比較して、不足する生活費等を補う制度です。

また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

## 能够利用生活保护之时 (开始保护)

/ 生活保護を利用できる場合 (保護の開始)

家庭全部収入低于最低生活費之时, 可利用生活保護。

世帯の全収入が最低生活費より少ない場合、生活保護を利用できます。  
この場合、不足分のみ保護費を支給します。

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 最低生活費<br>最低生活費   |                      |
| 家庭全部収入<br>世帯の全収入 | 保護費<br>保護費<br>(不足部分) |

## 不可利用生活保护之时 (拒绝申请)

/ 生活保護を利用できない場合 (申請却下)

家庭全部収入超过最低生活費之时, 不可利用生活保護。

世帯の全収入が最低生活費を超える場合、生活保護は利用できません。

|                  |  |
|------------------|--|
| 最低生活費<br>最低生活費   |  |
| 家庭全部収入<br>世帯の全収入 |  |

#### ④ 決 定 / 決 定

根据审查的结果，通知可利用（开始）或者不可利用（拒绝）生活保护。原则上从申请之日起 14 天以内（调查需要时间等情况下，最长 30 天以内），以书面形式发送通知。

决定通知迟迟未收到，以及对通知内容有疑问之时，请向负责人员进行询问。

如果仍然对决定不能接受，可在知晓决定之日的次日起 3 个月以内，  
※向神奈川県知事要求进行审查。

※仅日本国籍的人士

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があってから 14 日以内（調査に時間を要した場合等には最長で 30 日以内）に書面をお送りします。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当ケースワーカーにおたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査を求めることができます。

※日本国籍者のみ

## < II > 开始利用生活保护之后

### 生活保護の利用が開始されたら

#### ①生活保护的種類／生活保護の種類

生活保護補助分为下列 8 种。发放分别有不同条件。

生活保護の扶助は、次の 8 種類です。支給にはそれぞれ条件があります。

#### 生活補助／生活扶助

---

衣食、水电气费等日常生活費用

对于有特殊需求的人士，有下列追加。

衣食、光熱費等の日常生活の費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります。

儿童养育追加

兒童養育加算（高校生以下を養育する者）

儿童养育追加（单亲家庭等）

母子加算（ひとり親世帯等）

残障者追加（残障者追加）

障害者加算（重度の障害者等）…など

原则上每月 4 日前后发放 1 个月的费用，请努力做到有计划地进行消费。

原則、毎月 4 日頃に 1 か月分が支給されるため、計画的な消費に努めてください。

#### 住宅補助／住宅扶助

---

房租、地租等居住所需費用（公摊费、管理费除外）

※也有直接向房东等支付房租等的方法（代理交纳）

家賃、地代等の住まいの費用（共益費・管理費は除く）

※家賃等を直接、家主等に支払う方法（代理納付）もあります。

#### 教育補助／教育扶助

---

用于接收义务教育所需的学习用品、供餐费等费用。

以学校及地区为主体开展的俱乐部活动的费用。

義務教育を受けるための学用品、給食費等の費用

学校や地域が主体となって行っているクラブ活動の費用

## 医疗补助／医療扶助

---

在医院及诊所接受诊断、在药店购买药品的费用，治疗材料、针灸按摩、移送的费用。

病院や診療所での受診や薬局での薬の費用  
治療材料や施術、移送の費用

## 介护补助／介護扶助

---

利用介护服务的费用。  
翻修住宅以及购买福祉用具的费用。

介護サービスを利用する費用  
住宅改修や福祉用具を購入する費用

医疗费、介护费原则上直接支付给医院及介护服务企业等，因此，不发放现金。关于在医疗机构接受诊断等事宜，请阅读第 21 页。

医療費・介護費は原則として、病院や介護サービス事業者等に直接支払いをするので、現金は支給されません。

医療機関への受診等については、21 ページをご覧ください。

## 分娩补助／出産扶助

---

分娩的费用。

出産の費用

## 生业补助／生業扶助

---

为了获得生活必需的就业技能进行的技能培训和取得资格所需的培训费用

(初次介护士培训费用等)

高中就读费用

就職するために必要となる、技能の修得や資格の取得をするための費用  
(介護職員初任者研修の費用等)

高等学校等に就学をするための費用

## 喪葬補助／葬祭扶助

用于喪葬的費用

葬祭の費用

## 臨時補助／一時扶助

臨時需要費用，但日常資金周轉不開之時，除了每月的保護費之外，有時會臨時發放補助。

原則上應在事前進行申請，需要提交報價單和收據等資料。

※購買尿不濕的費用、公寓的合同更新費、租房所需要的押金以及搬運費用、房屋的修繕費、往返醫院時的交通費、入學所需的初期費用（小學、初中、高中）、課外活動費用、往返高中所需的月票費用等。

一時的に費用※が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に支給されることがあります。

事前の申請が原則で、見積書や領収書等の書類が必要となります。

※おむつ代、アパートの契約更新料、住まいを借りるために必要な敷金や運送代、家屋の修繕費、通院時の交通費、入学準備金（小中高）、クラブ活動費、高校へ通学するための定期代・・・など

## ■ 就業自立補助金 ／就労自立給付金

对于通过实现稳定就业等，而不再需要生活保护的人士，有时会发放就业自立补助。

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

## ■ 升学・就业准备补助金 ／進学・就職準備給付金

当利用生活保障的家庭的孩子进入大学或职业学校，或在高中毕业后通过就业不再需要生活保障时，将提供帮助帮助他们启动新生活的费用。

生活保護利用世帯の子どもが大学や専門学校等へ進学した場合や、高校卒業後に就労により生活保護を必要としなくなった際に、新生活立ち上げのための費用として支給されます。

## ②利用生活保護期間の権利と義務／生活保護利用中の権利と義務

### 権利 《受到保障の事項》 権利 《保障されていること》

- ❖ 如无正当理由，保护费不会被减少，或变为不可利用保护。

正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。

- ❖ 作为保护费领取的金钱和品物，不会被收税，或被扣押。

保護費として受け取るお金や品物に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

- ❖ 对保护决定感到有疑问之时，请不要顾虑，敬请向负责人员进行咨询。如果即便如此，如果仍然对决定不能接受，可在知晓决定之日的次日起3个月以内，向神奈川県知事要求进行审查  
※仅日本国籍的人士

保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当ケースワーカーにおたずねください。

それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、神奈川県知事に対して審査を求めることができます。

※日本国籍者のみ

### 义务 《需遵守の事項》

#### 義務 《守っていただくこと》

- ❖ 能够工作的人员应根据自身能力和状况努力获得收入。因疾病等原因无法工作的人员应遵循医生的指示，专注于治疗。

働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従って、治療に専念してください。

- ❖ 目前没有正在治疗的疾病的人士，也请定期调整自己的身体

現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。

- ❖住宅費、供餐費、教材費等请分別根据其发放目的使用，不要滞納。

住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使い、滞納しないでください。

- ❖请在妥善掌握收入、支出等家庭开支状况的同时，谋求节约支出，努力维持、提高生活水平。

収入・支出等の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。

- ❖生活保障的权利不能转让给他人。

生活保護を利用する権利を他の人に譲り渡すことはできません。

### ③ 申报及申告 / 届出と申告

为了正确决定保护费，需要定期申告收入，以及在生活状况将发生（已发生）变化之时，迅速进行申报。

并且，正在利用生活保护的人士，请一并确认“为了防止不当领取补助的手册”。

保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある（あった）場合に、すみやかに届出をしてもらう必要があります。

なお、生活保護利用中の方は、「不正受給にならないためのハンドブック」もあわせてご確認ください。

#### 关于您及家人的每月的收入

あなたやご家族の毎月の収入について

**収入申告**

収入申告

必须及时申报所有收入来源。

即使没有收入，也需要定期进行申报。

あらゆる収入について、すみやかに申告してください。

なお、収入がない場合も、定期的に申告が必要です。

❖ 工资、奖金、一次性收入

給与、ボーナス、一時金

❖ 养老金及各种补助、失业保险

年金や各種手当、雇用保険

❖ 汇寄的生活费、养育费、遗产继承

仕送り、養育費、遺産相続

❖ 不动产等资产的销售收入

不動産等の資産の売却収入

❖ 关于您和您家人的各种临时收入（住院津贴、人寿保险退款、赔偿金、保证金、和解金、过付款、网上拍卖的销售款、彩票、各种津贴等）

その他の臨時的収入（入院給付金、生命保険等の解約返戻金、慰謝料、補償金、示談金、過払金、インターネットオークションの売上金、宝くじ、各種給付金等）

❖ 通过熟人或亲属借贷的资金、信贷卡小额贷款、信用卡取现借款等获得的资金。可与现金同样使用的商品券、电子货币、积分（购买商品时获得的积分等除外），也视为收入。

借入金（知人・親族からの借金、カードローン、キャッシング等）や、現金と同様に使用できる商品券等、電子マネー、ポイント（商品を購入した際に付くポイント等を除く）も、収入とみなします。

**※如果正确进行申告，有时也可获得扣除，或不进行收入认定处理。**

**※正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。**

## 您及家人的生活状况发生将变化 ( 已发生变化 ) 之时

**异动申报**

あなたやご家族の生活状況が変わる ( 変わった ) とき **異動届**

❖ 开始、辞去工作，工作条件发生变化。

仕事を始める、辞める、勤務条件が変わる

❖ 新开始、停止前往医院看病，住院、出院。

新たに病院にかかる、受診しなくなる、入院、退院

❖ 住所及房租发生变化 ( 关于搬家，请务必事先进性咨询 )

住所や家賃が変わる ( 転居については必ず事前にご相談ください )

❖ 因出生、死亡、怀孕、迁入、迁出等，家庭人数发生变化。

出生、死亡、妊娠、転入、転出等により、世帯の人数が変わる

❖ 入学、休学、退学、毕业、转校。

入学、休学、退学、卒業、転校

❖ 遭遇交通事故或灾害。

交通事故や災害にあった

❖ 出国 ( 前往海外 )、回国

出国 ( 海外渡航 )、帰国

❖ 因探亲等而长期不在家。

帰省等で長期間留守にする

- ❖新获得、丧失、更新身体残障者手冊、愛之手冊、精神残障者保健福祉手冊、残障养老金，以及登记发生变更。

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳や障害年金を新たに取得、喪失、更新（等級が変更）

- ❖加入、丧失健康保險（社会保險），以及容变发生内更。

健康保險（社会保險）に加入、喪失、内容変更

- ❖获得、丧失、更新自立支援医疗补助领取者证、指定难治疾病医疗补助领取者证。

自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得、喪失、更新

- ❖有望从生活保护状态自立之时。

生活保護から自立する見通しがついた . . . など

## 关于您及家人的资产状况

## 资产申告

あなたやご家族の資産の状況について

資産申告

不论有无资产及其金额多少，至少需要每年申告 1 次。

新开设银行账户、加入人寿保险、对资产（存款、人寿保险（包括学资保险等）、汽车、土地房屋、贵金属、有价证券等）进行解约、处置、出售等，资产状况发生变化之时，请迅速进行申告。

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。

新たに口座の開設や生命保険に加入したり、資産（預貯金・生命保険（学資保険等も含む）・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は、すみやかに申告してください。

## ⚠ 未进行申报・申报与事实不符之时

### ⚠ 届出をしなかったり、事実と異なる届出をしたとき

您及家人未进行必要的申报、谎报收入、进行与事实不符的申请及申报，而不当利用生活保护之时，除了要求返还保护费之外，有时还将根据生活保护法及刑法的规定，进行处罚。

あなたやご家族が、必要な届出をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる申請や届出をして不正に生活保護を利用した場合は、保護費を返還してもらうほか、生活保護法や刑法の規定により処罰されることがあります。

## ❖ 对您申告的收入金额是否正确・将进行调查。

### ❖ あなたからの収入申告額が正確かどうか調査を行います。

福祉保健中心对您及家人提交的收入申告书的内容，与课税台帳之中记载的收入金额是否一致，每年进行调查。

如果发现不一致，有时将视为不当领取生活保护。

对停止生活保护之后仍然领取生活保护的期间进行调查。

福祉保健センターでは、あなたやご家族が提出した収入申告書の内容と課税台帳※に記載された収入額が一致しているか、毎年調査をしています。

一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。

生活保護の廃止後も生活保護を受けていた期間の調査を行います。

※ 課税台帳：記載有工资及养老金等收入信息的台帳。

工资等的支付方有义务将与源泉征收票相同的信息向自治体进行报告。

※ 課税台帳：給与や年金等の収入の情報が記載されている台帳  
(給与等の支払主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告)

#### ④ 前往医疗机构接受诊疗等／医療機関への受診など

在就诊医院或诊所以及在药店领取药物时，

病院や診療所へかかるとき、薬局でお薬を受け取るとき

请前往生活保护法指定的医院及诊所接受诊疗。关于接受诊疗的地方，负责人员将在听取您的希望之后，进行介绍。

接受诊疗之前，福祉保健中心将交给您“诊疗委托书”、“是否需要医疗意见书”或“医疗券”。

在医院及诊所拿到处方之后，请前往药店购买药品。

生活保護法で指定されている病院や診療所を受診してください。受診先については、あなたの希望をお聞きしたうえで、担当ケースワーカーがご案内※します。

受診する前に、福祉保健センターで「診療依頼書」、または「医療要否意見書」、もしくは「医療券」をお渡しします。

病院や診療所で処方箋をもらったら、薬局でお薬を受け取ってください。

※ 有关指定医疗机构，在横浜市网页上公开。

指定医療機関については、横浜市ホームページ上にて公開しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/iryohujo.html>

※ 原则上将尽量介绍附近的医疗机构。

原則として、できるだけ近隣の医療機関をご案内します。

※ 原则上对于同一疾病，将在一个医疗机构接受诊疗。

原則として、同一の疾病については、一つの医療機関を受診していただきます。

※ 在使用个人番号卡进行资格确认时，可能会省略纸质医疗券的发放。

マイナンバーを用いた資格確認の場合は、紙の医療券の発行を省略することがあります。

- ❖ 持有公司等的健康保険証及自立支援医療補助领取者証、指定難治疾病医療補助领取者証の人士，接受诊疗时请一并出示。

会社等の健康保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、あわせて提示して受診してください。

- ❖ 医師允许使用后发医药品（非专利医药品）时，原则上请使用后发医药品。

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用してください。

- ❖ 休息日及夜间突发疾病而前往医院之时，请携带“休息日、夜间等诊疗委托证”接受诊疗。到下一个工作日，请迅速与负责人员进行联系。

休日や夜間に、急な病気で病院にかかるときは、「休日・夜間等診療依頼証」を持参して受診してください。次の開庁日にすみやかに担当ケースワーカーへ連絡してください。

- \*一旦启动生活保护，国民健康保険証、后期高齢者医療被保険証、单亲家庭等福祉医疗证、儿童医疗证以及重度障碍者医疗证将停止使用，请将其归还。

生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・ひとり親家庭等の福祉医療証、小児医療証、重度障害者医療証は、使用できませんので、返還してください。

## 治疗材料的补助／治療材料の給付

---

医師判断作为治疗的一环，需要使用眼镜、腰椎固定器、步行辅助拐杖等时，如果满足耐用年数等条件，则可发放补助。

医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば、給付できます。

## 针灸按摩的补助／施術の給付

---

关于柔道整复（接骨院、正骨院）、按摩、针灸，接受补助需满足一定条件，因而请事先向负责人员进行咨询。

柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうについては、給付に条件がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

## 介护服务的利用／介護サービスの利用

---

利用介护服务之时，首先需要办理接受要介护（支援）认定等手续。

介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手続きが必要です。

## ⑤ 指導及指示 / 指導や指示

您如果不能遵守“需遵守的事项(第 15 页)”及“关于申报及申告(第 16 ~20 页)”, 判断对确保您的最低生活保障及自立有必要之时, 有时将会进行指导及指示。

如果不服从指导及指示, 根据必要, 有时将会对保护进行变更、停止、废止。

あなたが、「守っていただくこと (15 ページ)」や「届出と申告について (16~20 ページ)」について守ることができず、あなたの最低生活の保障や自立のために必要と判断したときは、指導や指示を行うことがあります。

指導や指示に従わないときは、必要に応じて、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

## ⑥ 不受托保管現金 / 現金は預かりません

福祉保健中心の職員不会受托保管您的现金及存折。

但是, 如果利用生活保护的人士委托管理金钱之时, 且福祉保健中心判断接受委托进行保管是适当的, 则会作为例外接受委托保管。

此时, 将会在福祉保健中心内进行保管, 不可在外部进行保管。金的处理, 如有不明之处, 请向组长等进行询问。

福祉保健センターの職員は、あなたの現金や通帳をお預かりしません。

ただし、生活保護を利用している方から金銭の管理を依頼される場合で、福祉保健センターとして預かることが適当と判断した場合には、例外的にお預かりします。

この場合も、福祉保健センターの中で預かりますので外でお預かりすることはできません。

現金の取扱いについて不明な点があれば、係長等におたずねください。

## ⑦ 減免制度 / 減免制度

利用生活保護の期間内、根据申请、有时可接受下列费用的减免等。

生活保護を利用している間は、届出により、次の料金の減免等を受けることができる場合があります。

### ❖ 国民养老金保险料的免除

国民年金保険料の免除

### ❖ NHK 广播接受费的免除

N H K 放送受信料の免除

### ❖ JR 通勤月票的折扣

J R 通勤定期の割引

### ❖ 单亲家庭 ( 母子加算认定者 ) 水费基本费用予以免除

ひとり親世帯 ( 母児加算認定者 ) の水道基本料金の免除

### ❖ 粗大垃圾处理手续费的免除

( 从 4 月 1 日至次年 3 月 31 日期间内, 每个家庭最多 4 件 )

粗大ごみ処理手数料の免除 ( 4/1 から 3/31 の間、1 世帯につき 4 点まで )

### ❖ 横滨盒饭的利用 横浜市中学午餐 ( 外送型 ) 的利用

横浜市中学校給食 ( デリバリー型 ) の利用

### ❖ 县立高中的入学考试费用、入学费用的免除

県立高等学校の入学検定料・入学料の免除

### ❖ 市立高中的入学选拔手续费用 ( 考试费用 )、入学金的免除

市立高等学校の入学選考手数料 ( 受検料 ) ・入学金の免除

### ❖ 高龄者流感疫苗接种费用的免除

高齢者インフルエンザ予防接種費用の免除

## ⑧生活保護利用期間の支援／生活保護利用中の支援

利用生活保護期間内、将会通过定期进行家庭访问等，就生活状况及健康状况等进行询问，在确立符合您及家人的状况和希望的支援方针的基础上，进行支援。

生活当中如果遇到困难，或有不明之处，请不要顾虑，敬请向负责人员进行咨询。

还有就工作及升学等今后的发展，与您一起进行考虑的专门职员。

不会将咨询内容向他人进行透露，请放心进行咨询。

生活保護の利用中は、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、支援していきます。

生活をするうえで困ったことや分からないことがあるときには、遠慮なく担当ケースワーカーへご相談ください。

お仕事のことや進学のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の職員もいます。

相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

## 关于区生活支援课进行的支援／区生活支援課で行っている支援について

### 就業支援 / 就労支援

负责的社会工作者、就业支援专员及 Job Post※, 将支援与您一起寻找工作。※各区役所设置的公共职业安定所 (Hello Work)

担当ケースワーカーや就労支援専門員、ジョブスポット※が、一緒にお仕事を探す支援を行っています。

※各区役所に設置されているハローワーク

并且, 对于难以立即工作的人士, 首先将支援掌握从事工作时所必要的, 在职场的沟通技能, 以及生活习惯等。

また、すぐにお仕事をするのが難しい方については、まずは、仕事をするにあたって必要な、職場でのコミュニケーションスキルや生活習慣などを身に付けるための支援を行っています。

### 教育支援及陪伴型学习支援 / 教育支援及び寄り添い型学習支援

以有考虑升入高中的初中生的家庭为对象, 由负责的社会工作者及教育支援专员, 就升学手续及各种减免制度等, 提供相关信息。

陪伴型学习支援是指, 开展符合每个人情况的学习支援等, 为升学提供支援。

高校進学を考えている中学生がいる世帯を対象に、担当ケースワーカーと教育支援専門員が、進学に向けての手続きや、各種減免制度などの情報提供を行っています。

また、寄り添い型学習支援では、ひとりひとりに合わせた学習支援を行うなど、進学に向けた支援を行っています。

## 家庭收支改善支援 / 家計改善支援

为了将来能够实现自立生活，由负责的社会工作者及家庭收支改善支援员提供支援，通过储蓄用于升学的金钱，自身调节收入和支出的平衡等，使生活费能够得以周转。

将来の自立した生活に向けて、進学のためのお金をためたり、収入と支出のバランスを自身で見直し、生活費をやりくりすることができるよう、担当ケースワーカーと家計改善支援員が支援を行っています。

## 健康支援 / 健康支援

为了预防糖尿病等生活习惯病、以未接受治疗的 40~64 岁的人士为对象，通知其接受横浜市健康诊断（体检）。

对于已接受生活习惯病治疗的人士，担当ケースワーカー负责人员为的社会福利工作者和健康咨询专家、保健师、营养师，就家庭饮食内容、运动的情况进行询问，为防止恶化而提出建议等，提供支援。

糖尿病などの、生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、治療を受けていない 40~64 歳の方を対象に、横浜市健康診査（健康診断）の受診の御案内を行っています。

また、生活習慣病の治療を受けている方についても、担当ケースワーカーと健康相談専門員、保健師、栄養士が御家庭での食事の内容や、運動の様子をお聞きし、悪化を防ぐためのアドバイスをするなどの支援を行っています。

## ⑨ 关于社会工作者／ケースワーカーについて

- ❖ 在利用生活保护的期间内，由负责的社会工作者接受您的咨询，受理申报及申请等，对您的家庭提供支援。

生活保護の利用中は、担当ケースワーカーがあなたからの相談を受けたり、届出や申請を受けたりするなどして、あなたの世帯を支援していきます。

- ❖ 通过定期进行家庭访问等，就生活状况及健康状态等进行询问，确立符合您及家人的状况和希望的支援方针，提供各种支援。

定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、あなたやご家族の状況に沿った支援の方針を立てて支援します。

- ❖ 受理您提出的申报及申请等，对生活保护费进行计算等。

あなたからの届出や申請等を受け、生活保護費の算定等を行います。

- ❖ 不能成为公寓的担保人或住院时的身份担保人等。

アパートの保証人や入院時の身元引受人等にはなることはできません。

## ⑩ 民生委员的作用／民生委員の役割

民生委員在各自的地区接受生活感到困苦的人士的咨询。咨询内容不会向他人透露，请放心进行咨询。

负责人员判断有必要之时，有时会委托民生委员进行家庭访问等。

民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談にのってくれます。相談内容を他の人に話すようなことはありませんので安心してご相談ください。

担当ケースワーカーが必要と判断した場合、民生委員に家庭訪問等を依頼することがあります。

## ⑪ 其他 / その他

- ❖ 除了没有存款账户的情况，以及福祉保健中心认可有在窗口进行支付的必要性的情况之外，生活保护费原则上于每月 4 日左右，汇入户主名义的银行账户。

生活保護費は、預貯金の口座がない場合や福祉保健センターが窓口で支払う必要性を認めた場合を除き、原則、毎月 4 日頃に世帯主名義の口座に振り込みます。

- ❖ 生活保护法以日本国民为对象。但对于满足在留资格等条件的外国籍人士，也采取等同生活保护的措施。

生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。

- ❖ 如果为暴力团成员，或者参与暴力团的活动，则不满足接受保护的条件的，不允许利用生活保护。

暴力団員であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。

申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

- ❖ 自 2024 年 5 月起，生活保障利用者在就诊时的资格确认原则上将与其他健康保险一样，使用个人番号卡进行。

令和 6 年度 5 月以降、生活保護を利用している方の受診時の資格確認について、他の健康保険と同様に、原則としてマイナンバーカードを用いた方法となります。

- ❖ 请协助办理个人番号卡。如果您已经拥有，请在个人番号卡门户网站等平台上进行“健康保险证利用”的首次登记。

マイナンバーカードの取得にご協力ください。すでにお持ちの方は、マイナポータル等で「健康保険証利用」の初回登録をお願いします。

**咨 詢 窗 口** / 問い合わせ・相談先

## 各区福祉保健中心生活支援課 (区役所)

各区福祉保健センター生活支援課 (区役所)

| 区<br>区 | 地 址<br>所 在 地            | 電話番号<br>電 話  |
|--------|-------------------------|--------------|
| 鶴見区    | 邮政编码230-0051 鶴見中央3-20-1 | 045-510-1782 |
| 鶴見区    | 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 |              |
| 神奈川区   | 邮政编码221-0824 广台太田町3-8   | 045-411-7103 |
| 神奈川区   | 〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8  |              |
| 西区     | 邮政编码220-0051 中央1-5-10   | 045-320-8407 |
| 西区     | 〒220-0051 西区中央1-5-10    |              |
| 中区     | 邮政编码231-0021 日本大通35     | 045-224-8248 |
| 中区     | 〒231-0021 中区日本大通35      |              |
| 南区     | 邮政编码232-0024 浦舟町2-33    | 045-341-1203 |
| 南区     | 〒232-0024 南区浦舟町2-33     |              |
| 港南区    | 邮政编码233-0003 港南4-2-10   | 045-847-8404 |
| 港南区    | 〒233-0003 港南区港南4-2-10   |              |
| 保土谷区   | 邮政编码240-0001 川辺町2-9     | 045-334-6314 |
| 保土ヶ谷区  | 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9   |              |
| 旭区     | 邮政编码241-0022 鶴峰1-4-12   | 045-954-6069 |
| 旭区     | 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12   |              |
| 矶子     | 邮政编码235-0016 矶子3-5-1    | 045-750-2405 |
| 磯子区    | 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1    |              |
| 金泽区    | 邮政编码236-0021 泥亀2-9-1    | 045-788-7814 |
| 金沢区    | 〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1    |              |
| 港北区    | 邮政编码222-0032 大豆戸町26-1   | 045-540-2329 |
| 港北区    | 〒222-0032 港北区大豆戸町26-1   |              |
| 緑区     | 邮政编码226-0013 寺山町118     | 045-930-2318 |
| 緑区     | 〒226-0013 緑区寺山町118      |              |
| 青叶区    | 邮政编码225-0024 市尾町31-4    | 045-978-2446 |
| 青葉区    | 〒225-0024 青葉区市が尾町31-4   |              |

|     |                         |              |
|-----|-------------------------|--------------|
| 都筑区 | 邮政编码224-0032 茅崎中央32-1   | 045-948-2311 |
| 都筑区 | 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1  |              |
| 戸冢区 | 邮政编码244-0003 戸冢町16-17   | 045-866-8431 |
| 戸塚区 | 〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17   |              |
| 栄区  | 邮政编码247-0005 桂町303-19   | 045-894-8400 |
| 栄区  | 〒247-0005 栄区桂町303-19    |              |
| 泉区  | 邮政编码245-0024 和泉中央北5-1-1 | 045-800-2305 |
| 泉区  | 〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1  |              |
| 瀬谷区 | 邮政编码246-0021 二橋町190     | 045-367-5705 |
| 瀬谷区 | 〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190    |              |

❖窗口从星期一～星期五（节假日及年底年初除外）上午 8 时 45 分至下午 5 时开放。

窓口は、月～金（祝日・年末年始除く） 午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

正在利用保护的人士，负责人员有时会因前去家庭访问等而不在窗口，  
请约定时日之后再前来。

保護利用中の方は、担当ケースワーカーが家庭訪問等で不在の場合もあります  
ので、日時を約束のうえでおこしてください。

您的负责人员为

あなたの担当ケースワーカーは、 \_\_\_\_\_ です。

电话号码

電話 0 4 5 - \_\_\_\_\_